不利益処分に係る処分基準

処分の名称			適合しないと認める旨の通知							
根拠条例·規則名				建築基準法						
条項				第6条の2第6項						
所	管	部	課	建設局	建築部	建築行政語	果(電話	話:048	-829	-1533)
		:: :設定 は そ ((処分のせざるを	を得ないも		•	,,		x的な判断を x的な基準を
	設定	等年	月日	平成 1 :	3年5月	1日設定	平成		月	日最終改正
	備	考								